

東京大学経済学図書館が所蔵する

神聖ローマ皇帝カール 6 世による同職組合規則の認可証について モノとして、また史料としてみる西洋古文書

森 脇 優 紀

はじめに

本稿で扱う文書は、モラヴィア（ドイツ語でメーレン, Mähren）¹⁾の仕立屋のツunft (Zunft, 文書内では Zech の表現も見られる。以下、同職組合) に対して、その規則を神聖ローマ皇帝カール 6 世 (Karl VI, 1685-1740, 在位 1711-40) が 1721 年 2 月 9 日付 ²⁾で承認した旨の認可証である。文書は、原則ドイツ語で記され、条数など一部にはラテン語が使用されている。

カール 6 世は、ハプスブルク家男系の最後の人物で、マリア・テレジアの父、またマリー・アントワネットの祖父として知られる。スペイン継承戦争 (1701-14) では、イギリスの支持を得て、スペイン王位継承者に推されたが、兄の皇帝ヨーゼフ 1 世の病没により、王位継承権を放棄し、代わりにナポリ、ミラノ、サルデーニャ、ベルギー等を得た。その後、対オスマン戦争 (1716-18) で勝利し、パッサルヴィッツの和約によって東ヨーロッパにも領土を拡大した。しかし、当文書の承認の頃は、イギリスがフランス・スペインと同盟を結んだことで、孤立状態にあった。その後、ポーランド継承戦争など (1733-35) や対オスマン戦争 (1737-39) などによって、領土は縮小されてしまう。また、カール 6 世は、芸術、建築、音楽を愛好、保護した皇帝としても知られる。

この文書を再発見するに至ったきっかけは、西洋の古文書に付される印章 (Seal) について、筆

者が調査していたところ ³⁾、印章の実物が東京大学経済学図書館 (以下、経済学図書館) に所蔵されていることを知ったことによる。

印章は、外寸の直径が約 11.5cm を測る木製の枠からなり、中央部分の蠟に捺された印影部分は、直径が約 7.2cm である。印影の拓本をとってみると、中央にはハプスブルク家の紋章である双頭の鷲が刻まれ、その周囲には「CAROLVS VI D. G [ED] ROM IMP. SEM. AVG. [GER.] HISP. HVMG[-]. BOH[--]. REX ARCHID [AVS.] DVX BVRG.」⁴⁾ (カール 6 世 [神の恩寵によって D. G ED] 神聖ローマ皇帝、[ゲルマニア]・ヒスパニア・ハンガリー・ボヘミア王、[オーストリア]大公、ブルゴーニュの支配者) の文字が刻まれており、神聖ローマ皇帝カール 6 世に由来する文書に付けられていた印章であることが判明した。



図 1. 印影部分の拓本

そこで、この印章が附されていた文書を突き止めるため、経済学図書館の事務用カード目録で、印章に付されていた請求記号(6-1-A:778)に該当するカードを検索すると、カードには「貴重書」のラベルが貼られ、以下の情報が記されていた。

Bestätigungsurkunde für die Zunft der Schneider in Cöbentschitz⁵⁾ und Cromau⁶⁾ in Mähren von Karl VI, [n. p., 1721.] – 20p. ; 40cm. – Handwritten in German.

ここから、印章に附されていた文書は、「モラヴィアのイヴァンチツェとモラヴスキークルムロフの仕立屋の同職組合に対する、カール6世による認可通知」というタイトルを持つ、ドイツ語の手書きの大型本で、経済学図書館の貴重図書に指定されているものと分かった⁷⁾。

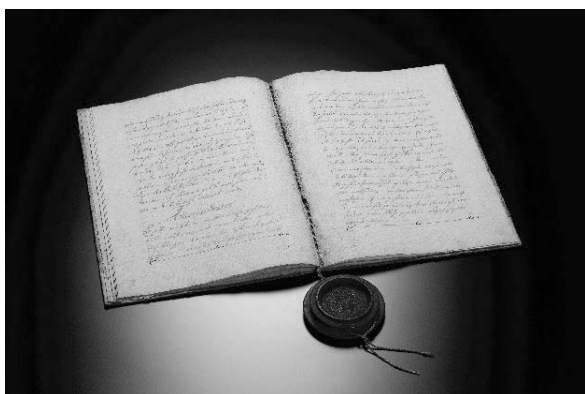


写真1. 印章が附された状態の文書を再現したもの

モラヴィアとは、現在のチェコ共和国の東部地方のことで、中世には辺境伯領と呼ばれ、ボヘミア王国(チェコ王国)の支配下にありながらも独自の議会などを持つ自立した領域であった⁸⁾。16世紀前半から20世紀初頭までは、オーストリア系ハプスブルク家の統治下におかれ、領邦諸国家の一つをなしていた。モラヴィアの主な都市として、オロモウツとブルノがある。前者は、司教座教会がおかれた聖界の中心地で、後者は俗界の活動の中心であった。本稿が扱う文書には、ブルノの裁判所書記官の名前が確認でき、ブルノがモラヴィアにおける政治の中心都市であったことが

うかがえる。

文書はこれまで経済学図書館の貴重書庫に保管されていたが、調査・研究資料としてあまり認知・活用されることなく、現在に至ったと思われる。

このため、本稿では、本文書が今後の調査・研究に利活用される際の一助となるよう、基礎的な情報の提供を試みる。古文書研究においては、内容だけに注意が向けられがちであるが、本稿では、モノとしての観点からの文書へのアプローチにも十分配慮し、文書の来歴、構造や形態、料紙の素材などについても考察してみたい。

なお、筆者の専門は、16、17世紀日本におけるキリシタンの歴史であるため、基礎的な部分での思い違いや誤りがあるかもしれない。この点、あらかじめお詫びするとともに、専門家からの教示を乞う次第である。

1. 来歴

このカール6世の文書は、いつ、どのようにして経済学図書館が所蔵するようになったのだろうか。それを知る上で、まず、効き紙(見返しの片側・表紙裏)の左上に貼り付けられている「HUGO STREISAND | Buchhandlung & Antiquariat | BERLIN W. 50 | AUGSBURGERSTR. 38⁹⁾」という古書籍商のラベル(書店票)が手がかりの一つとなる。



写真2. 古書籍商の書店票

これは、フーゴー・シュトライト(Hugo Streisand)がベルリンで経営していた古書店の書

店票である。ヴァイマル時代のベルリンへ行った日本人研究者や留学生が、資料の探索を行う際に、シュトライザントを頼っていたようである。こういった日本との関係の深さから、この文書も、シュトライザントを通じて直接経済学部にもたらされた可能性が高い。

入手時期については、経済学図書館に保管されている事務用の『図書備付證』が手がかりとなる。これによれば、本文書は購入資料として、昭和9(1934)年11月26日に登記されている¹⁰⁾。ここでいう「登記」とは、図書が大学の資産として登録されることを指し、登記された年月日が、必ずしも購入・納品の日と一致するとは限らない。このため、この日より前に購入した可能性も考慮する必要がある。

そこで、昭和9年11月26日以前も視野に入れて、経済学部とシュトライザントとの関係を洗い出すと、関東大震災からの復興策の中でシュトライザントから、多数の図書を購入していたことが判明した。当時の教授会は、海外で直接大量に買い付けることにより、良質の図書を蒐集する方針を打ち立てた。そこで、書籍の購入を目的として、大正12(1923)年9月には、ドイツ留学中の向坂逸郎助手に調査を依頼し、さらに同年10月から翌年8月にかけて、当時図書管理の責任者であった研究室主任の上野道輔教授を書籍の購入と受贈のためにヨーロッパへ派遣した。そこで上野は、留学中の中西寅雄助教授と向坂の協力を得て、シュトライザントを含む多くの書店から大量の書籍を購入したのである¹¹⁾。

また経済学部助教授の有澤廣巳も、大正15(1926)年4月～昭和3(1928)年5月のドイツ留学中のこととして、「ベルリンでは書物のことについてフーゴー・シュトライザント氏にたいへん厄介になった」¹²⁾と記している。

このように、本文書は、関東大震災後に上野が

派遣された時、あるいは有澤の留学中に購入された可能性もありうる。そこで、上野が購入した書籍の目録『於独逸国 上野教授購入図書目録』(経済学図書館事務室保管)を調べてみたが、その中には、本稿が扱う文書と同定できるものは見出せなかった。また、有澤が購入したとの記録も現時点では確認できていない。このため、いつ、どのような経緯で当該文書を入手したのか、詳細を特定するところまで至らなかったが、いずれにせよ、昭和9年11月26日以前に、シュトライザントを通じて購入したことだけは、動かしがたい事実である。

2. 文書の形態—モノとしてのアプローチ—

文書の大きさは、縦40cm×横29.5cmである。表紙は、薄緑色地に唐草花文様風の^{きんからかわがみ}金唐革紙を板紙に貼り、小口側の角4箇所と背は、革を使用して補強した、いわゆる背革・角革装である。文様部分に箔押しされた金は、大部分が剥落しているが、なお部分的に残存しており、装幀当時の面影を今に伝えている。

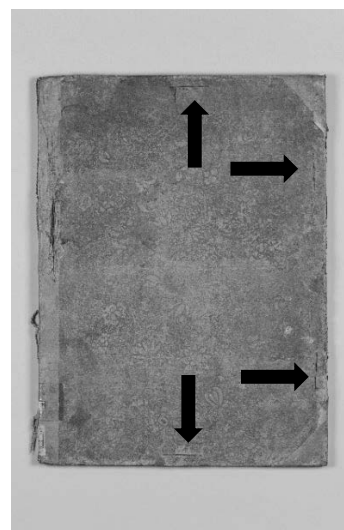


写真3. 表紙に入れられた切り込み

天地を含む小口部分には、装飾が見られるが、薄い冊子のため、種類や技法は明らかにしえない。

表紙の天地側中央に各1か所、小口側上下に各2か所、切り込みが入れられている(写真3)。

その切り込み部分には、繊維状のものが確認された(写真4)。この切り込みと同じ幅のリボンが、第1葉裏と第2葉表の間に挟められており、この切り込み部分に入れ込まれていた可能性が考えられるが、その用途は不明である。

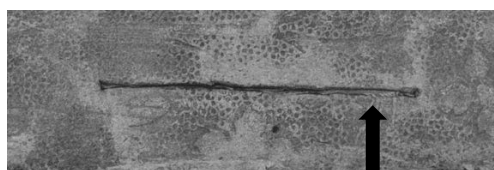


写真4. 切り込み部分に確認された繊維

本文書は、見返しも含めて7枚重ねで一つの折丁(Folio in 7)にし、その一折の背を糸で綴じている(一折り中綴じ製本)。一枚目は見返しとして表紙に貼り付けられ、二枚目以降が本紙となっている。ただし、冒頭の2葉が綴じ目近くで乱雑に切り取られており、現状では10葉20頁からなっている。おそらく、文書の権威付けのためにあった冒頭の白紙の2葉が、何らかの理由で後世に裁断されたのであろう。

印章をつけるための飾り紐は、表紙をつけた後に、5つの綴じ穴とは別に、本紙と表紙を貫通する穴を2箇所あけて通してある。飾り紐は、文書の地に近い部分で切れており、その切断面は、印章に残る飾り紐のそれと一致する。印章も本来は文書に紐でつけられていたが、何らかの理由で紐がちぎれて、現在のように文書と分離してしまったと判断できる。(写真5)

表紙と本紙の紙繊維については、微量のサンプルを採取した上で、顕微鏡による観察を行い、C染色液による呈色反応を確認した。この結果、金唐草紙と判断される紙の繊維は、楮系の特徴を備えていた(写真6)。ただし繊維は、適度に裁断され、箔押しのために圧力をかけているためつぶれた状態にある。

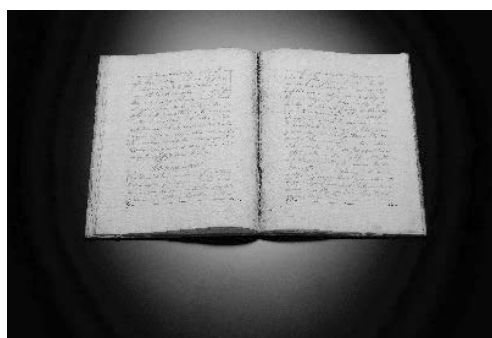


写真5. 見開き第4葉表と第5葉表の中央印章が切り離された飾り紐

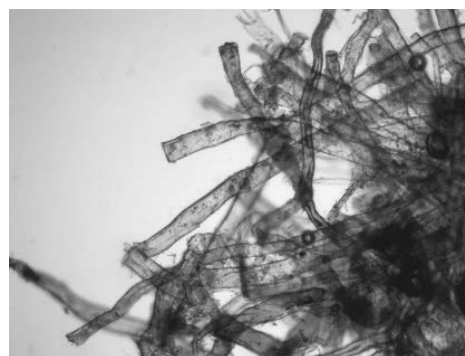


写真6. 表紙の繊維写真
(100倍撮影画像を1/2に縮小)



写真7. 本紙の繊維写真
(100倍撮影画像を1/2に縮小)

本紙は主に亜麻の繊維で構成されている。麻系の繊維は長く硬いため、十分な叩解が必要である。写真7からは、繊維の表面に毛羽立ち(フィブリル化)が多く見られ、よく叩解されていることが分かる¹³⁾。

表紙に用いられている金唐草紙とは、近世初期にオランダ船によってもたらされた金唐草に似せて、日本で作られた擬革紙の一種である。明治5(1872)年には、お雇い外国人の指導下で、東京の竹屋が壁装用として開発し、翌年のウィーン万博では好評を博し、輸出の道が開かれていった。ただし、小判のものは、それ以前から作られていたようである¹⁴⁾。イギリス駐日公使パークスやドイツの地理学者ラインら、19世紀後半に来日したヨーロッパ人の記録の中に、擬革紙についての言及があることから、日本製の擬革紙に対するヨーロッパ人の関心が高かった様子がうかがえる¹⁵⁾。本文書の表紙にも、日本からヨーロッパへ輸出された金唐草紙が用いられた可能性も考えられよう。

本紙を透過光により透かしてみると、縦方向の間隔が広く太い線、すなわち鎖線¹⁶⁾(あるいは疎線。chain lines)と、横方向の目が細かく細い簀目線¹⁷⁾(あるいは密線、針金線。wire lines / laid lines)を確認できた。鎖線の間隔は2.6~2.7cmで、簀目線20本あたりの長さは1.9cmであった¹⁸⁾。厚みについては、約0.26mmの厚い紙を使っている¹⁹⁾。

また、本紙には2種類の透かし文様が確認された。透かし文様のうち、主標(watermark 写真8)は、星が入った楕状のもの、唐草、そして王冠から構成されている。

この三つの構成要素からなる主標をどう分類するかについては、①唐草文様で囲まれた中央に星が入り、その唐草文様の上に王冠がのったもの、②左右に唐草がつき、中央に星が入った楕に王冠がのったもの、③全体を一つの紋章(Coat of Arms)として分類するものなど、いくつかの見方が考えられる。ひとまず、情報のみ提示して、専門家の判断を待ちたい。

副標(そえ印²⁰⁾ countermark 写真9)は、「CS」の文字となっている。これは、製紙業者の名前の

イニシャルと考えられる。

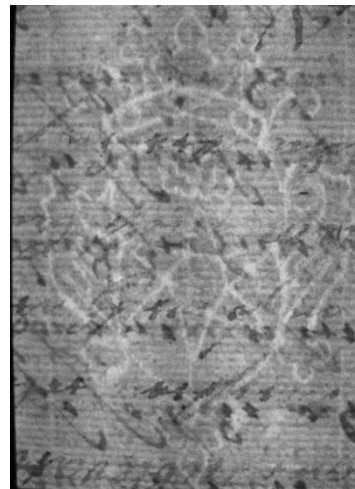


写真 8. 主標

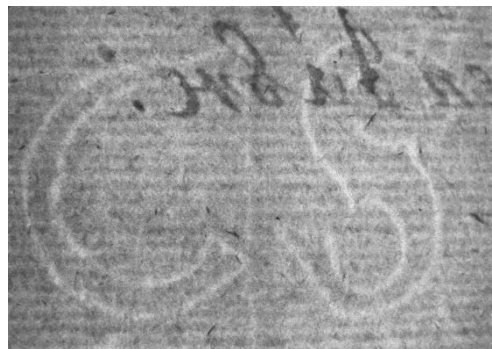


写真 9. 副標

見開きの左右の頁には、それぞれ必ず主標と副標のどちらかが入っており、いずれも紙葉の中央に位置している。これは、この本紙が二つ折判であることを証明するものである²¹⁾。

残念ながら現時点では、同じ透かし模様の用例は見出せず、本紙の産地や製紙業者を特定するには至っていない²²⁾。

第10葉裏を除いた各葉には、テキストを記述する部分を確定するために、罫線が引かれている。最上部と最下部の罫線の両端には、4箇所針穴をあけている。罫線上部の針穴は、本紙の天より5.3cmかつ小口より4.5cm、同じく天より5.3cmかつ背より5.5cmの位置に、下部の針穴は、地より6.7cmかつ小口より4.8cm、同じく地より6.7cmかつ背より5.5cmの位置にあけられている²³⁾。第9葉裏までの各頁最後の罫線下部に

は、「Collatum」の文字を罫線幅に合わせて線状にデフォルメし(写真10)、また第10葉表の末尾には、「Das gegenwärtiges Resumptum mit dem mir [scilicet]²⁴⁾」の文字と記号を入れている。この形式によって、各葉のテキストのレイアウトが一定となり、文書全体の統一感が保たれている。

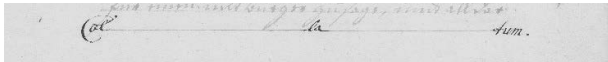


写真10. 線状にデフォルメされた“Collatum”

なお、本文書の第1葉裏と第2葉表の間には、大きさが縦16.3cm×横15.5cmの挿入文書がある²⁵⁾。その概要については、次章で触れる。

3. 文書の内容

この文書は、冒頭に、文書の発給者の名前と肩書が置かれ、文書発給の経緯を記した一文と、仕立屋の同職組合が作成した組合規則を認可した旨を記した一文がそれに続いている。

冒頭には「朕、神の恩寵により選ばれし神聖ローマ皇帝、すなわち常に帝国を拡大する者²⁶⁾にして、ゲルマニア・ヒスパニア・ハンガリー・ボヘミア・ダルマティア²⁷⁾・クロアチア・スラヴォニア²⁸⁾の国王、オーストリア大公、モラヴィア辺境伯、ルクセンブルク²⁹⁾とシュレジエン³⁰⁾の公爵、そして、ラウジッツ³¹⁾辺境伯たるカール6世」とある(表1筆跡A)。「神の恩寵により…」との文言を付して発給者名とその肩書きを示すのは、ヨーロッパ中・近世公文書における冒頭部分の一形式である。

カール6世統治下の時代の神聖ローマ帝国は、ハプスブルク家領が広大な範囲に及んで支配体制を築き、国際政治的にもヨーロッパで影響力を増した大国となっていた。その一方で、領土が拡大したことによって、より分散的で他民族を抱える複雑な構造を持つようになっていた³²⁾。こうした領土上の問題解決のため、カール6世は、

1713年に「プラグマティシェ・ザンクツィオン」³³⁾を公布し、分散したハプスブルク家領の不分割・不分離の原則を定めることで、家領の統一化を進めた。文書冒頭のカール6世の長大な肩書には、こういった時代背景が如実に顕れているのである。

表1. 文書内にみられる筆跡の分類

内容	該当箇所	筆跡
発給者名・肩書	第1葉表1-10行	A
発給の経緯を記した一文	第1葉表11行-第1葉裏15行	B
組合規則条文	第1葉裏16行-第9葉表8行	C
遵守を命じた一文、承認日・承認者の署名	第9葉表9行-第10葉表19行	B
転写を証明する一文	第10葉表末尾-第10葉裏	D

文書発給の経緯については、モラヴィア辺境伯領の仕立屋の同職組合自らが組合規則を作成し、皇帝に認可を要請したため、皇帝側が領内から報告を受けて熟慮した結果、組合規則を許可する認可証を発給することにしたと記されている(表1筆跡B)。

文書の発給過程において興味深いのは、組合規則の承認にあたって、都市参事会の関与が本文書からは確認できない点である。都市参事会は、12世紀以降、立法・行政・裁判の機関として登場し、都市内の治安維持や徴税、都市内の営業規制、裁判などを行っていた。都市参事会による支配が強い都市では、都市参事会が承認することではじめて、組合は規則を制定・変更することができた。

以上をふまえると、本文書が対象とするイヴァンチツェやモラヴスキークルムロフでは、

- ①都市参事会の支配力がそれほど強大ではなかったため、同職組合が直接、皇帝側に申請した。
- ②都市参事会のメンバーの多数を手工業者の同職組合の者が占めて市政を行うツunft

市政が敷かれており、事実上、都市参事会が承認済みということで、皇帝側に申請した。

③ハプスブルク家の各都市における支配が徹底されていたため、都市参事会を通さずして同職組合が直接、皇帝側に申請した。

といったような推論が成り立つ。これについては、専門家による今後の検討に結論を委ねたい。

発給経緯に関する文章の後に、筆致を変えて組合規則の全 14 条が記されている (表 1 筆跡 C)。その後、規則が効力を有することと、組合員に規則の遵守を命じた文言が、筆跡 B と同様の筆致で記されている。文尾には、承認日と文書に関わった人物の署名と皇帝の印章を付する旨が記されている。全条文の内容については、後述する。

そして、最後の第 10 葉裏には、「申し立ての原文と一言一句、同一の文面であることを、まずもって、(本文書に) 付けられた皇帝の通例の王位の印章³⁴⁾、および私(ブルノ王立裁判所書記官)の自署とサインによってここに証明する」の一文と、証明日(1724年10月12日)および証明者の署名が記されている。この部分の筆致は筆跡 A、B、C とは異なっており、インクの色も、筆跡 A、B、C よりも黒く、濃く残っている(表 1 筆跡 D)。

こうしたことから、当該文書は、仕立屋の同職組合の規則を承認した皇帝側の文書を、王立裁判所書記官が後に転写したものであることが分かる。ただし、カール 6 世の王位が記された印章がついているため、単なる控えやメモのようなものではなく、何らかの効力のある文書として機能していたといえよう。

なお、当該文書の転写時期は、皇帝の承認から 3 年後のことである。このように 3 年経過した文書の写に印章を付けて効力をもたせる必要性については、現段階では明らかにし得ないので後考を待ちたい。

実際に、この文書には、内容の照合が行われた

痕跡が認められる。第 2 章の最後に述べた各頁下部にある”Collatum” (<confero) には、「比較された」の意味があり、照合済の意味ととることができる。デフォルメされた”Collatum”の直線部分に使われたインクの色は、筆跡 A、B、C と同様であり、一方で、文字のインクの色は、筆跡 D と同様であることから、転写と同時に、各頁の下に線が 2 本入れられ、内容の照合時に、照合済のサインとして、一本目の線の前に”Col”、一本目と二本目の線の間”la”、二本目の線の末尾に”tum”と記載されたと考えられるのである。また、第 8 葉裏で、最後の”tum”が書き忘れられていることは、この証左となりうるだろう (写真 11)。

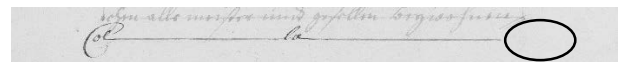


写真 11. 第 8 葉裏 “tum” を記入し忘れた部分

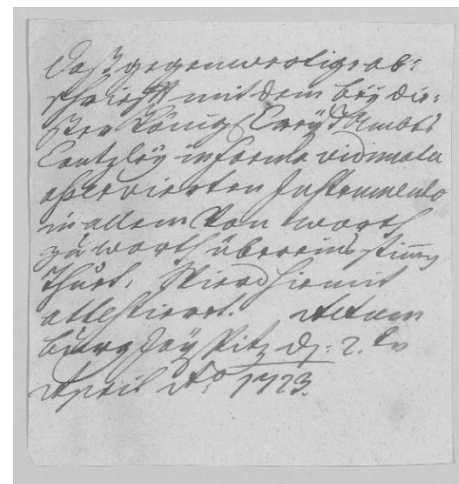


写真 12. 挿入文書

その他に、本文書が写しであることを示すものとして、前章で紹介した、挿入文書がある(写真 12)。これは、地方の上級裁判所によってなされた写しが、一言一句(原文と)一致することが証明されているという主旨の文書と判断できる。日付は、1723年4月2日とあり、文書にある転写の正確性を証明した文言よりも時期が早い。ただし、この挿入文書は文字が読み取りにくく、全て

の単語を確定できてはいないので、画像のみ掲げておく(写真12)。このため、挿入文書の作成時期や内容については、今後慎重な分析が必要である。

これらをふまえて以下では、本文書の根幹となる条文の内容の要約と必要に応じて解説を示す。また、本稿の末尾には、文書全文の翻字案を掲載しておく。原文にあるとおりの翻字に努めたため、現代ドイツ語の大文字使用法に適さない箇所や、綴りの違いが散見されることをあらかじめお断りしておく。なお、翻字中にある[]内の文字は、筆者が推定して適宜補足したものである。

【第1条】

同職組合が自由に親方などを採用したり、会員に加えたりすることはできない。組合のメンバーはカトリック信者であることを前提とする。

【第2条】

入会を認められた親方、職人、徒弟は全員、神を敬い敬虔な生活を送ること。

《第1条、第2条解説》

冒頭の2条で宗教に関する内容が強調されている点は、注目に値する。カトリック教徒であることは、手工業者の「名誉」の一つであったため³⁵⁾、カトリック教徒であることを明示することは、仕立屋が、手工業者としての身分的アイデンティティを保つためにも、必要であったと考えられる。

また、特に第2条からは、この同職組合が、会員それぞれの信仰生活を守り、信仰を強めるための役割を担っており、キリスト教信徒信心会、すなわちコンフラテルニタス (confraternitas[羅], confraternity[英], Fraternität[独]) 的な特徴も有し

ていることがうかがえる。

信仰に関する条文を最初に記す意義を考察する上では、本文書が対象とするモラヴィアにおける宗教的背景について概略を述べる必要がある。

モラヴィアと、現チェコ共和国の西の地方にあたるボヘミアでは、9世紀に成立したモラヴィア王国の頃より、キリスト教布教が容認され、モラヴィア王国崩壊後のボヘミア王国では、東フランク王国の教会の影響により、特に10世紀初頭のヴァーツラフ1世の統治下で、キリスト教の信仰を本格的に導入することとなった。以後、モラヴィアとボヘミアにおいては、カトリックの信仰が守られてきたが、15世紀初めに説教師のヤン・フスがカトリック教会を批判し、異端者として処刑されるという、これまでの同国内におけるカトリック教会を揺るがす事件が起こる。

フスの処刑後、モラヴィアとボヘミアでは、1419年にフス派の貴族たちが同盟を結んでフスの処刑に抗議したことを契機に始まった、カトリック教会側との十数年にわたる争い、いわゆるフス派戦争が勃発する。この戦争の後、約2世紀にわたって、ボヘミアとモラヴィアでは、フス派とカトリックが共存する時代が続くこととなる。

16世紀には、フス派急進派のターボル派の流れをくむボヘミア兄弟団が、農民や手工業者を中心に広がり、モラヴィアまでその勢力を拡大させていた。本文書が対象とする都市では、手工業者である仕立屋も、ボヘミア兄弟団に属していた可能性が考えられる。また、本文書に登場するモラヴィアの都市イヴァンチツェでは、フス派の最急進派ともいべき「同胞団」の長老を務めたヤン・ブラホスラフという人物が活動しており、チェコ語版の聖書『クラリツェの聖書』が刊行されている。イヴァンチツェの仕立屋も、このフス派の影響を受けていた可能性がある。

そして 16 世紀以降、フス派に加えて、ルター派などプロテスタント諸宗派も勢力を確立しており、モラヴィアとボヘミアにおける宗教の統一はますます進まなかった。

1618 年、プラハにおいてプロテスタントの叛乱が勃発するが、結果、16 世紀からモラヴィアとボヘミアを統治下においていた、オーストリアのハプスブルク家に支援されたカトリック側が勝利する。当時ハプスブルク家の神聖ローマ皇帝であったフェルディナント 2 世は、叛乱側の首謀者を 1621 年に処刑し、プロテスタント貴族の所領は、全部あるいは一部が没収され、皇帝に忠実なカトリック貴族や傭兵隊長に与えられた。そして 1627 年、神聖ローマ帝国政府により「改訂領邦条例」が發布され、ハプスブルク家を唯一正統な君主とし、ユダヤ教を例外として、カトリック以外の信仰が禁止された。

以上のように、モラヴィアやボヘミアの宗教的背景を考慮すると、ハプスブルク家統治下でのモラヴィア地方におけるカトリック信仰の徹底と深化、ユダヤ教を例外とするカトリックへの統一の意図が、同職組合の規則の中にも込められているものと考えられる。

【第 3 条】

仕立屋の親方や職人が、イヴァンチツェ、モラヴスキークルムロフ、オルブラモヴィツェ (Wolframitz) ³⁶⁾において市当局に受け入れられ、これらの都市の市民として定住し、生計を立てることを認められるため、または組合に属さない職人となることを認められるためには、あらかじめ 1 年間、その都市の 1～2 名の親方の下で働くこと。そして、働き始めには、(組合は)名簿を請求し、酒宴 (Mahls) ³⁷⁾のために 6 クロイツァー³⁸⁾を課す。(当人は) 出生証 (Geburtsbrief) と徒弟修了証 (Lehrbrief) を提示しなくてはならない。

他の土地で親方として受け入れられていた者が、上記 3 都市内の市場で商売をする場合には、出生証と徒弟修了証、親方権 (Meisterrecht) の所有を証明する文書を提出し、斡旋費として上記都市の組合の共同所有財産を納める櫃^{はこ}に 8 メーレン・ターラー³⁹⁾を支払うこと。

上記 3 都市内で新たに親方となる職人は、親方作品 (Meisterstück) を提出すること。また「親方食事」(Meistermahl) は、義務ではない。自由な職人 (ein freier Gesell 特定の親方につかない職人) については、仕立屋の未亡人と結婚した場合には、自由ではなくなり、半年間は親方のもとで労働すること。一方で、親方についている職人 (ihres Handwerks) の場合も、同様に半年間親方のもとで働かなくてはならないが、仕立屋の未亡人や娘と結婚した場合には、これらは免除される。

《第 3 条解説》

冒頭の内容は、同職組合に加入する以前に、手工業者としての市民権の取得が必要であることを示していると考えられる。

中世のヨーロッパの都市では、手工業者や同職組合は、あらかじめ市長のもとに出頭し、市民身分の取得を行うことが義務付けられ、市民権のない者は、組合への加入が認められなかった⁴⁰⁾。中世のフランクフルトにおける例ではあるが、都市参事会議決により、手工業者の市民権の取得を組合加入に先行させることが取り決められている⁴¹⁾。18 世紀においても、これと同様の義務が課されていることがうかがえる。

また、同職組合の加入の前提として、市民権を取得し、そこに定住することが手工業者の「名誉」であったことが、この規則の背景にあるものと思われる。

なお、中世においては、市民権の取得にあたって、親方や職人は、都市への誓約、すなわち皇帝や都市の市長、都市参事会員に対し誠実であり忠誠を尽くすことを誓約することが求められていた⁴²⁾。本条文にはそれを明示した文章は見られない。

以上のことを踏まえると、働き始めた時に提出する名簿というのは、市民権の取得を証明する市民登録簿を指していると解釈できる。

出生証明書の提示が求められるのは、当時の社会通念から、婚姻内出生は手工業者の「名誉」であり、仕立屋の親方や職人になるために欠かせない条件であったからと考えられる。15世紀半ば以後には、婚姻内出生でない者を排除する傾向が拡大されており⁴³⁾、出生証明書の提出を課すことは、組合にとって不可欠な措置であった。イヴァンチツェ、モラヴスキークルムロフ、オルブラモヴィツェの仕立屋の同職組合でも、婚姻外出生者や婚姻前出生者を除外していたのである。

親方作品とは、諸条件が満たされた職人に発注され、親方として認定されて組合に加入するために制作する作品のことで、一定期間内での完成が求められた。中世の同職組合の研究によると、親方作品応募者は、親方の家、あるいは組合から指定された場所で製作にあたり、部屋代、材料費、道具・機具代は自費であったようである⁴⁴⁾。

こうして審査を経て合格した職人が、親方として同職組合に加入できた。親方作品は、14世紀以後に現れてきたもので、15世紀初めには、ほとんどの同職組合規則に追加されていた⁴⁵⁾。このように、親方作品は、同職組合の加入条件の一つだったことが確認できる。

親方食事は、通常、新規の親方に課された賦課義務のことで、親方作品作成にあたって、指導・鑑定にあたる宣誓親方(第6条解説参照)に対する報酬と考えられていた。こうした意味では、親

方食事も広義には加入条件に含まれる。なお、親方食事の代わりに、現金報酬を定める同職組合もあったようである⁴⁶⁾。ただし、当規則を見る限り、この食事を義務としていない場合があったことがうかがえる。

【第4条】

組合員は全ての四季の斎日に集まり、何名かを組合所属の親方として受け入れ、集会の際には、各自1グロッシェンの掛金を、共同所有財産を納める櫃に納めること。また、既定の日以外にも、必要に応じて集会が開かれ、全員出席が義務である。無断欠席の場合には、罰金として2グロッシェンを支払わなくてはならない。

《第4条解説》

四季の斎日とは、カトリックの典礼暦にあわせて年に4回、春は四旬節の第一主日(日曜日)後、夏は聖霊降臨(復活祭の50日後)の主日後、秋は十字架称賛の祝日(9月14日)後、冬は聖ルチアの記念日(12月13日)後の、それぞれ水曜日、金曜日、土曜日の3日間に、回心や収穫の日の感謝や各季節の祝福を願う日で、断食の日でもある⁴⁷⁾。

集会での協議事項は、親方の加入決定以外、具体的に記されていない。おそらく、この他にも組合規則の制定や変更に関する件や、組合長の選出、規定違反者に対する制裁に関する件、組合内の会計報告、宗教行事や社交的行事に関する件などが協議されたと推察される⁴⁸⁾。

当規則に何度も登場する共同所有財産を納める櫃(Lade)というのは、単なる保存箱としての役割だけではなく、職人集団の規範的統合の象徴としての意味をもっていたようである⁴⁹⁾。集会への参加といった行動だけではなく、櫃といった

物にも、組合が規律をもって統制されている意味を持たせている点は、非常に興味深い。

【第 5 条】

徒弟を受け入れられるのは、組合所属の親方のみであり、徒弟は、奉公先の親方の下で、14 日間試験的に働かなければならない。そして 14 日間の試用期間後、徒弟は直ちに出生証明書を受領し、市当局の同意書も得ること。この証明書は、徒弟に職人免許が与えられるまで、櫃の中に保管しなくてはならない。徒弟が奉公先の親方に支払う徒弟金 (Lehrgeld) は、15~20 グルデンである。なお徒弟が無産である場合や、貧窮している場合には、徒弟金の減額や貸与については、上級審 (hohen Instanz) の判断に委ねる。その場合、徒弟は徒弟金の半額と徒弟登録簿 (Lehrregister) への登録手数料の 4 分の 1 を支払うこと。

徒弟期間が終了する前に奉公先の親方が死亡した場合、同職組合は、徒弟に別の親方の下で修行するように指示すること。休業期間はさらに 2 年間延長される。そして、後継の親方への徒弟金は、徒弟期間が終了してから支払われる。

《第 5 条解説》

第 3 条の職人に関する規定では見られなかったが、徒弟については試用期間を設けていたことが分かる。出生証明書については、試用期間終了後に受領しているようだが、試用期間中は証明書なしで受入が可能であったのだろうか。

徒弟金とは、親方が徒弟に技術を指導する教育料のことである。無産の徒弟や貧窮している徒弟については、徒弟金の額を軽減したり、現金を貸与したりすることで対応していたとのことなの

で、徒弟の受入の条件については、比較的ゆるやかであったと思われる。

こうした徒弟への対応に関わる上級審での判断とは、裁判権を持つ都市参事会が行う司法判断と考えられる。こうした徒弟の受入については、組合内のみで決議せずに、都市参事会の判断に委ねていたことがうかがえよう。

徒弟期間中に奉公先の親方が死亡した場合、中世においては、親方の未亡人が、徒弟に修行を継続させるか、他の親方のもとへ連れて行った例があるが⁵⁰⁾、この組合では、組合の指示で他の親方の元へ送られ、修行を継続させている。

【第 6 条】

親方が、2 名を超える職人と 1 名を超える少年 (下僕 Kunaben) あるいは徒弟を持つことを禁ずる。違反者には、6 グロッシュェンの罰金が課される。ただし、クリスマスや復活祭などの祭日前夜までの 14 日間は、規定以上の職人を抱えることを認める。また、想定外の仕事が親方に入る可能性がある場合には、宣誓親方 (Geschworne) が、こうした親方に対して、できる限り多くの職人を派遣すること。ただし、期日はその仕事が完了するまでとする。

《第 6 条解説》

親方は、後継者を育成して技術を伝承しなくてはならない一方で、親方の増大による組合の定員過剰を防ぐ必要もあるため、将来親方となる職人や徒弟の人数を制限しなくてはならなかった。また育成した後継者が競争相手となり、親方自身の収入が減少することへの危惧もあったのだろう。

ここでは、クリスマスや復活祭といった重要な祭日前夜までの 14 日間は、特別に規定数以上の職人の受入を認めている。職人は、日曜日や祝祭

日に労働することが、組合により禁じられていた⁵¹⁾ことから、職人が休みとなる祭日前までに、祭日の休業で遅れる分の穴埋めをするために、特別に受け入れたと推察される。

宣誓親方とは、都市参事会によって任命され、都市参事会に対し職務宣誓を行った親方を指す。任務として、組合規則が親方によって守られているかを監視したり、製品の品質検査を行ったりしていた。

【第7条】

職人には、6～8 グロッシェンを、若い職人には9～11 クロイツァーを、その能力に応じて支払い、少年（下僕）に対しては、4～6 クロイツァーを毎週支払うこと。また、職人が修繕の仕事で得た収入は、まず親方と折半する。職人は、取り分を各人の間で分配してもよい。ただし、親方に修繕の仕事がない場合には、使用人に2倍の週給を支払わなければならない。なお、こうした賃金の支払い方法の変更を希望する親方には、6 グロッシェンの支払いを課す。

《第7条解説》

イヴァンチツェ、モラヴスキークルムロフ、オルブラモヴィツェの仕立屋では、職人や下僕への支払いは週給であったことがわかる。そして、職人の中でも、年齢や習熟度に応じて差をつけていたことがうかがえる。また、徒弟への給金については規定されていない。徒弟は、その職の技術を身につける修行中の身分であったため、住み込みで食事と寝所を提供され、時には衣服を与えられるなどの待遇が、親方には義務付けられていたからであろう。

なお本条では、修繕の仕事についての記述があり、修繕の仕事を別収入として認めているように

読み取れる。修繕の仕事は、本来の仕立屋の業務からすれば別の副業のようなものであるが、当該3都市の仕立屋の職務としては認められていたと判断される⁵²⁾。

【第8条】

親方の妻、子供、またその雇人（Gesind）の死亡に際して、その葬儀に組合員を召集するように望んでいた場合には、組合員は参列しなければならない。正当な理由なく参列しない場合には、2 グロッシェンの罰金が課される。

《第8条解説》

同職組合においては、宗教的活動も重要な活動であった。中世以来、同職組合では組合員の葬儀への参加が義務付けられているが、ここでは、親方の家族や雇い人が亡くなり、葬儀を望んでいた場合にも、会員の参列が求められていたことが分かる。

自らの罪によって煉獄に留まっている魂を少しでも救済して天国へ行かせる、すなわち「魂の救い」は、当時の人々にとっては、重要な関心事であった。死者を丁重に葬ることで、その死者の魂の救いを願ったのである。また、死者を埋葬することは、キリスト教徒としてふさわしく振舞うための指標である「慈悲の業」⁵³⁾の一つに含まれている。会員は、埋葬によって丁重に仲間の死者を弔うことで、その死者の魂の救いを願うと同時に、慈悲の業に基づいた活動をすることで、キリスト教徒としての生き方を実践したのである。

【第9条】

親方が死亡し、その妻が引き続き仕立屋を営み、使用人を置きたいと望む場合には、組合がこの未亡人を、あらゆる点で援助し、使用

人を与えなくてはならない。

《第 9 条解説》

ここからは、同職組合の活動の中に相互扶助的な部分を有していたことが分かる。本条では、未亡人が仕立屋を引き続き経営し、使用人を置く場合という条件があるように読み取れるが、廃業した場合の援助はあったのだろうか。

【第 10 条】

同職組合に属さない職人や、妻帯者の仕立屋で、都市や組合に所属せずに、都市やその近郊で、密かに仕立屋の仕事を引き受けている手工業者は、村の仕立屋であり、組合には認められていないにも関わらず、都市で仕事をしている者である。さらにこうした者の中には、組合と都市に税を納めている親方で、田舎に移っている者から、仕事を奪っている者もいる。こうした者が、都市で仕事をしていることが発覚した場合、一度目は厳重注意を受ける。もし、再度発覚した場合には、その違反行為の軽重に応じて、都市参事会 (Stadtrat) によって、罰金が課される。この罰金は、市当局の収入ではなく、貧窮している親方の負担を軽減するために、組合の共有財産の櫃に納められる。ただし、こうした仕立屋の行為が国家法に違反していない場合には、許容すること。

《第 10 条解説》

これは、農村在住の非組合手工業者を意味する「もぐり (Störer)」に対して、都市での営業を禁止した条項である。都市の手工業者や都市参事会にとって、もぐりの手工業者は、都市に損失をもたらす存在として認識され、実際に深刻な問題となっていたことがうかがえる。

罰金の使途については、都市の収入ではなく、あくまでも貧しい親方を支援するよう指定している。

【第 11 条】

ある親方が、他の親方から仕事を奪った場合には、罰金として、同職組合の共同所有財産を納める櫃に 10 グロッシェンを納めること。

《第 11 条解説》

こうした規定を設けているということは、親方が他の親方の営業を妨害していた例があったのであろう。本文書が発給された後ではあるが、1731 年に成立した「帝国手工業法令」の中でも、年長の親方が新規の親方の仕事を妨害したり、嫌がらせをしたりしてはならないことを命じている。手工業者の親方同士の争いも、当時深刻な問題になっていたと考えられる。

罰金の使途について、本条では、特に指定されていない。この罰金については、組合において制限なく自由に使うことが可能であったのだろうか。

【第 12 条】

ユダヤ教徒の仕立屋も、オルブラモヴィツェとモラヴスキークルムロフの年市で売るための商品を運ばなくてはならない。ただし、キリスト教徒を対象とはしないこと。しかし、キリスト教徒の家への行商を禁じているにも関わらず、実際には、違反してキリスト教徒に商売をしている者がいる。こうした違反者は、毎回判決に従って、厳重に処罰される。また罰金は、公共の福祉のため、そして貧しい仕立屋を支援するために、組合の共同所有財産を納める櫃に納められる。

《第12条解説》

ここから、年市は、オルブラモヴィツェとモラヴスキークルムロフで開催されていたと推察できる。そして、ユダヤ教徒の仕立屋も年市での販売が認められていたことが確認できる。

第1条と2条の解説でも言及したように、当時、カトリック以外で認められていたのはユダヤ教のみであったが、カトリック信徒への商品の販売を許可していない点は、興味深い。カトリック側からユダヤ教徒への販売については、特に規定がないが、違反したユダヤ教徒には、厳重な処罰と罰金を課していることから考えると、両者が対象とする販売相手の区別が厳重になされていたと考えられる。

ユダヤ人から組合に集められた罰金は、同職の貧しい仕立屋だけではなく、公共の福祉のために使うと規定されている。公共の福祉のための具体的活動については述べられていないが、第14条にもあるように、救貧活動が主たるものと思われる。

【第13条】

オルブラモヴィツェおよびモラヴスキークルムロフにおける全ての年市では、イヴァンチツェの親方は、市に持って行く全商品を、キリスト教徒対象の物も、ユダヤ教徒対象の物も品質検査(Beschau)を受けなくてはならない。各人は、組合長に品質検査代3クロイツァーを支払うこと。品質検査においてごまかした商品を持参した者は、法に反したものとして排除され、共同所有財産を納める櫃に罰金を納めること。この罰金は、困窮した組合員を援助するためのものとする。また、この品質検査では、都市外にいる親方が妨害されるようなことがあってはならない。

《第13条解説》

年に数回開かれる定期市での販売は、販売者である手工業者とその同職組合の名声を広める機会でもあった。そのため、同一の商品が同レベルの品質を維持し、同一価格で販売することが重要であった。こうしたことが、同職組合に厳格な品質検査を重視させたといえよう。

中世における品質検査は、組合会館か都市商館で行われた。組合長が品質検査を行い、1週間程度かけて検査をし、合格品には、検印が捺されたようである。当該文書で言及されている品質調査も、中世と同様の検査手順であったのだろうか⁵⁴⁾。

品質検査の場で不正を行った者から徴収する罰金は、組合員への援助に用いるとの規定があり、第10条、第12条で規定されている罰金と同様に、その用途は限定されていたようである。

【第14条】

罰金として組合に納められた現金は、貧窮して支援を必要とする病人を援助するために使用すること。また、貧窮した者を墓に埋葬しなければならない場合には、貸付金(Darlehen)として用いる。また、組合を脱退した者や、都市外にいる捕虜、焼け出された者も支援の対象とし、組合から捻出して施しを行うこと。その上、櫃の現金は、毎年四季の齋日、または組合が指定した日に、組合と親交のある全ての死者に対するミサを行うためにも用いる。このミサには、親方と職人全員が参列すること。

《第14条解説》

本条は、罰金、組合の共同所有財産を納める櫃の現金、また組合から捻出する費用について、具体的な用途を規定した内容となっている。

おそらく罰金の用途については、第10条、第

12条、第13条で指定された以外の用途について、本条で指定したものと思われる。その用途は主に、貧しい病人の支援と貧者の埋葬に対する貸付とある。貧者の埋葬については、あえて貸付をするという点は疑問が残る。

組合から捻出するものとして、組合脱退者や、都市外の捕虜、焼け出された者への施しが列挙されているが、これは施し用として組合が別に確保していたのだろうか。また、施しの対象者を上記のものに限定する理由があったのだろうか。

櫃に納められた現金は、組合員や組合と関係の深かった死者のために行われるミサに使われている。葬儀・埋葬だけではなく、死者のためのミサを定期的に行っていることから、会員たちにとって魂の救いが重要であることが再確認できるのである。

以上のように、罰金も含め、組合内に納められた現金の用途を見てみると、この同職組合が、イヴァンチツェ、モラヴスキークルムロフ、オルブラモヴィツェの3都市における仕立屋手工業者組合の組織維持と会員の相互扶助のみならず、会員がキリスト教徒としての生き方を実践するための宗教的活動も重視していたことが分かるのである。

4. おわりに

この同職組合規則が承認された後の1731年、神聖ローマ帝国議会において、領邦国家の手工業政策を規定した「帝国手工業法令」(以下、法令)が制定された。この法令では「手工業者の悪弊の除去」すなわち、領邦国家内・各都市が当時抱えていた手工業者における様々な問題の解決が目的とされた。

例えば、婚姻外出生や婚姻前出生者を不名誉として手工業者から排除することを禁止したり、親方資格取得の条件があまりにも厳しく、親方にな

れずにいる職人が多いために、親方資格の取得に対する組合による制限を緩和したり、親方が新規親方に対して、仕事を妨害することを禁じたり、1720年代には、現況に不満をもった職人による蜂起⁵⁵⁾が多発していたために、それを厳禁したりしている⁵⁶⁾。

本文書と法令の内容の一部を対照させると、法令で禁じられている、親方による他の親方への妨害については、すでに本文書でも禁止している。しかし一方で、本文書では出生証の提出を求めて、婚姻外出生や婚姻前出生者を排除しており、まさに法令では悪弊として禁止していることが、規則が承認された時点では認められていたのである。

また、こうした手工業者における様々な問題が深刻化していた背景をふまえながら本文書を分析すると、本稿の第3章前半にも指摘したように、皇帝の承認から3年が経過した後に転写された理由や経緯が明らかになるものと思われる。例えば、法令制定のために各都市の同職組合の現状を把握するため、あるいは、都市内で職人蜂起などの手工業者の問題が深刻な状況に陥っており、都市内における手工業者に関する様々な問題の解決の必要性から、規則とそれを認可した文書が、資料として必要であったためなど、様々な理由が考えられる。この点については、専門家の判断に委ねたい。

以上、本文書は、イヴァンチツェ、モラヴスキークルムロフ、オルブラモヴィツェの3都市において、同職組合がどのような体制で運営され、具体的にはどのような活動していたのかなど同職組合の事例研究として、また、チェコ共和国、特にモラヴィア地方の経済史研究にとって非常に意義のあるものと思われる。

本稿では、東京大学経済学図書館所蔵のカール6世による同職組合規則に対する認可状の内容を

紹介するとともに、様々な考察をめぐらせてきたが、筆者は門外漢であるために、不備な点や再検討を必要とする点が多々あることを危惧している。同職組合研究や関連分野の専門家による忌憚らない批判、指摘を希望するとともに、当該分野の今後の研究の発展の一助となることを切に願っている。

なお、本文書については、近日中にデジタル公開を予定していることを申し添えておきたい。

【謝辞】本稿執筆にあたって、製本構造や透かし模様については、跡見学園女子大学文学部元教授の高野彰氏、文書に使用された紙の繊維分析については、東京大学史料編纂所の高島晶彦氏、本文書のドイツ語翻訳については、東京大学経済学図書館の小川夏代子氏の協力を得た。ここに改めて、感謝の意を表したい。

本稿は、JSPS 科研費 26590031 による研究成果の一部である。

(もりわき ゆき：東京大学大学院経済学研究科
特任助教)

- 1) チェコ語では Morava (モラヴァ)。
- 2) 承認日は、第 10 葉表から確認できる。
- 3) 拙稿「欧文古文書を読み解く—16・17 世紀のイエズス会宣教師の日本関係書翰を事例として—」『Better Storage』Vol.196、2015 年、1-3 頁。
- 4) []内は、筆者の推定部分、あるいは判読不能部分。
- 5) カードには、"Cöbentschitz"と表記されているが、原文を確認したところ、Eybentschitz と翻字できた。カードに記載する際に、誤って C と翻字したと思われる。チェコ語では Ivančice (イヴァンチツェ)。現代ドイツ語では、Eibenschütz と綴る。
- 6) 現代ドイツ語では Kromau と綴る。チェコ語は、Moravský Krumlov (モラヴスキークルムロフ)。
- 7) 東京大学 OPAC でも目録登録されている。(請求記号 6-1-A:778, 登録番号 5509259734 で検索可)
- 8) 薩摩秀登『図説 チェコとスロヴァキア』河出書房新社、2006 年、29 頁。
- 9) シュトライザントの古書店は、戦前は、このラベルにある通りアウグスブルク街にあったが、戦後はアイスレーベン街に移ったようである。シュトライザント・フーゴー (杉本俊朗訳)『私の生涯から』(1947 年執筆)『経済資料研究』38、2008 年 10 月、54 頁。
- 10) 備付証では、タイトルが *Zunfturkunden. Zunftbrief Carls des Sechsten zur Schneiderzunft zu Krauman in Mähren 1724.* とあり、カード目録のタイトルと異なっている。受入の段階で記された備付証のタイトルは、購入元の販売カタログや納品リスト等のタイトルを参考にした可能性が考えられる。
- 11) 東京大学百年史編集委員会編『東京大学経済学部百年史』(部局史 1) 東京大学、1986 年、938 頁。
- 12) 有澤廣巳『学問と思想と人間と：有澤廣巳の昭和史』東京大学出版会、1989 年、96 頁。
- 13) 100 倍の倍率で、オリンパスの据え置き型顕微鏡で撮影。カメラはレイマー社製を使用。
- 14) 久米康生『和紙文化研究事典』法政大学出版局、2012 年、154 頁。
- 15) 日本展企画連絡会編『日蘭修好 380 周年記念 きんからかわの世界：金唐革・Goudleer～黄金の革が結ぶ日本とオランダ～』1989 年、72-73 頁。
- 16) chain lines の日本語は、高野彰『洋書の話』(第二版) 朗文堂、2014 年(以下、『洋書の話』)とジョン・カーター著・横山千晶訳『西洋書誌学入門』図書出版社、1994 年、エドワード・ヒーウッド著、久米康生・増田勝彦訳『透かし文様—主として 17～18 世紀—』雄松堂出版、1987 年(以下、『透かし文様』)による。なお、手漉和紙関係の用語では、「糸目」という。
- 17) wire lines についても、註 16 と同様の文献を参照した。手漉和紙関係の用語では、「罫目」という。
- 18) 罫目線の計測の基準は、Jean-Pierre Drège "Dunhuang papers : preliminary morphological analysis of dated Chinese manuscripts" *Dunhuang Manuscript Forgeries* (The British Library Studies in Conservation Science 3), London: The British Library, 2002, p.121 に基づく。なお、和紙における計測方法は、1 寸あたりのひごの本数を計測する。その計測基準に則ると、32 本であった。
- 19) 1 枚を左右に分けて各 12 箇所を測定し、その平均値を示している。
- 20) 高野氏は、watermark (主標)を「すかし模様」、coutermark を「そえ印」として区別している。『洋書の話』25 頁。
- 21) 透かし文様の位置や折丁との関係については、『洋書の話』24-29 頁。
- 22) 筆者は、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、イタリアなどにある透かし文様を 4,000 点以上収録した、エドワ

ード・ヒーウツの『透かし文様』を参照したが、当該透かし文様と類似する例は見出せなかった。また、ドイツのシュトゥットガルト首都アーカイヴ(Hauptstaatsarchiv Stuttgart)の Web サイトにある、「ピッカルド透かし文様集成」(Wasserzeichensammlung Piccard)も参照したが、こちらも類似のものは見出せなかった。<http://www.piccard-online.de/start.php> (access: 2016/02/02)

- 23) 罫線は鉛筆で書かれている。最上部と最下部の罫線の間には、概ね 17-19 本の罫線を入れている。ただし、第 10 葉表は、署名があることから、罫線は 9 本であった。また、各罫線の始点同士、終点同士は線で結ばれて、縦の基準線となっている。
- 24) *scilicet* は、「すなわち」を意味する。原文書では *scilicet* を表す記号で記されている。
- 25) 紙の重さは、2.270g。厚みは 0.17mm (12 箇所を測定し、その平均値を採っている) であった。罫線の間隔は 2.3cm、罫線の目線は、20 本あたり 1.7cm。また、紙繊維を顕微鏡で観察すると、筋の入った太い繊維や細い繊維、青色に染まった状態の繊維、さらには導管の見える茎稈繊維が確認できた。繊維には、途中で切断されたような繊維もみられ、長い繊維が特徴である麻系の繊維が含まれている。リネンの材料である麻と、藁などの茎稈系植物が紙料に使われたと考えられる。
- なお、当時のヨーロッパの紙の原料には、麻、木綿などのボロ、藁、エスパルト(アフリカハネガヤ。イネ科ハネガヤ属の植物の総称で、紙、縄の原料)などが用いられた。尾鍋史彦総編集『紙の文化事典』朝倉書店、2006 年、37 頁。
- 26) 「帝国を拡大する者 (*mehre des Riches*)」とは、皇帝の別称であった。工藤康弘、藤代幸一著『初期新高ドイツ語』大学書林、1992 年、179 頁。
- 27) 旧ユーゴスラヴィアの南西部。
- 28) クロアチア東部。ダルマチアの反対側に位置する。
- 29) 1439-1839 年は、ブルゴーニュ公国の一部であった。印章に刻まれたブルゴーニュの支配者とあるのは、ルクセンブルクを指すといえる。
- 30) 大部分は現在のポーランドにあたる。シュレジエン公国は、ボヘミア王国、モラヴィア辺境伯領と合わせてボヘミア諸邦と称される。南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』(新版世界各国史 19) 山川出版社、1999 年、137 頁。
- 31) 現在のドイツ東部、ブランデンブルク州南部からザクセン州東部にかけての地方。
- 32) 『ドナウ・ヨーロッパ史』、134-137 頁。
- 33) プラグマティシェ・ザクツィオンは、相続問題の解決も目的としていた。当時、ウィーンの宮廷には男系の後継者がおらず、カール 6 世自身にも子供がいなかった。そこで、相続順位をまずカール 6 世の男系とし、第 2 位をその女系と定めることで、相続順位を法的に確定した。『ドナウ・ヨーロッパ史』、136-137 頁。
- 34) 原文では、*kaiserlichen gewöhnlichen königlichen amts Innsiegel* とあるため、「皇帝の通例の王位の印章」と直訳した。神聖ローマ皇帝がハンガリー王やボヘミア大公などを兼ねているため、皇帝の称号とともに兼任する王位も並べた印章を意味していると解釈できる。
- 35) 手工業者の「名誉」とは、「(1) キリスト教徒であること (2) 結婚によって生まれた嫡出子であること (3) 犯罪の前歴がなく品行方正であること (4) 共同体の定住民であること (5) 共同体に依存し共同体員に奉仕する従属的労働ではなく、自分の力によって独立の職業をいとなむこと」の 5 点にまとめられる。この「名誉」の起源は古い時代に遡り、その概念がいかに成立したのかについて、今日でも定説はないようである。しかし、手工業者の「名誉」は、18 世紀の手工業者においても、重要な社会的意味をもっていた。藤田幸一郎『手工業の名誉と遍歴職人：近代ドイツの職人世界』未来社、1994 年、38、65-66 頁。(以下、『名誉と遍歴職人』)
- 36) チェコ共和国のモラヴィア地方内の一都市。チェコ語は、*Olbramovice* (オルブラモヴィツェ)。
- 37) この場合の *Mahl* は、組合の社交の場としての酒宴を意味すると解釈した。また、新規の親方に課される賦課義務の「親方食事」とは区別されると思われる。
- 38) 貨幣単位の一つ。通貨の大小は、ターラー>グルデン>グロッシェン>クロイツァーであった。佐久間弘展『ドイツ手工業・同職組合の研究』創文社、1999 年(以下、『同職組合の研究』)、18 頁(「ニュルンベルク貨幣・度量衡」の項)によると、1623-1700 年当時のニュルンベルクにおけるレートは、1 ターラー=1.5 グルデン、1 グルデン=60 クロイツァーであった。なお、グロッシェンについては、いつ頃のレートであるかは不明だが、『木村・相良独和辞典 新訂』博友社、1963 年によれば、1 ターラー=約 24 グロッシェンとある。
- 39) モラヴィアのターラー貨幣の意味。ターラーは、ボヘミアの *Joachimstaln* 産の銀で铸た貨幣の意味がある。本文であえて「モラヴィアの」と加えているのは、モラヴィア産の銀で铸たものを意味するのだろうか。通常のターラーと区別している可能性が考えられる。
- 40) 久保正幡先生還暦記念出版準備会編『久保正幡先生還暦記念 西洋法制史料選』(II 中世) 創文社、1979 年、243 頁(以下、『西洋法制史料選』)にある、フランクフルト都市法の「ツンフト加入と市民身分—一三四九/五二参事会決議」参照。
- 41) 小倉欣一「中世フランクフルトの同職組合」『東洋大学経済研究所 経済研究年報』第 11 号、1986 年 3 月、242 頁。(以下、小倉論文)
- 42) 小倉論文、250、253 頁。『西洋法制史料選』244 頁。
- 43) 坂本信太郎「中世ヨーロッパの手工業者 II」『文化論集』第 2 号、1993 年 2 月、89 頁。(以下、「手工業者 II」)
- 44) 「手工業者 II」104 頁。

-
- 45) 「手工業者 II」 102 頁。なお、仕立屋の親方作品として、男子服および婦人服 4 着が指定され、8 日以内の提出が求められた例がある。その際に試験料も納付している。同論文、104 頁参照。
- 46) 『同職組合の研究』 155-156 頁。
- 47) キリスト教以前の農耕儀礼に由来すると考えられ、4 世紀頃のローマで各季節を聖化することを目的として導入され、その後西方教会に広まった。地方によって祝われる日は異なっていたが、1078 年のローマでの教会会議において、教皇グレゴリウス 7 世が日付を統一した。
上智学院新カトリック大事典編纂委員会編『新カトリック大事典』第 3 巻、研究社、2002 年参照。
- 48) 「手工業者 II」 86 頁。
- 49) 『名誉と遍歴職人』 128 頁。
- 50) 小倉論文、250 頁。
- 51) 「手工業者 II」 94 頁。
- 52) ニュルンベルクの例ではあるが、16 世紀の組合規則の中では、仕立屋が輸出用として衣服を製作してはならず、市民の顧客のためだけに生地を仕立てるという制限があった事例もあり、本文書が対象とする 3 都市の仕立屋でも、こうした業務内容の制限があった可能性がある。『同職組合の研究』 239 頁。
- 53) 「慈悲の業」とは、「精神的業と身体的業」をいう。身体的業は、囚人を訪問し、病人を癒し、衣服のない者に衣服を与え、飢える者に食事を与え、渴く者に飲ませ、旅人に宿を与え、死者を埋葬することである。精神的業は、無知な者に教え、必要とする者に助言を与え、罪人を諭し、精神的に苦しむものを慰め、責めるものをゆるし、忍耐を持って侮辱に耐え、生きる者と死にゆく者のために祈ることである。これは、マタイによる福音書第 25 章の「最後の審判」にあるキリストの言葉に根拠があるとされている。
- 54) 「手工業者 II」 101 頁。
- 55) 例えば、親方に対する労働放棄や、親方の襲撃、他業種の職人との紛争があげられる。『名誉と遍歴職人』 193-233 頁。
- 56) 『名誉と遍歴職人』 19-29 頁。

【f.1】 Wir Carl der Sechste von Gottes Gnaden Erwehlt[erwählter] Romischer Kayser zu allen zeiten mehrer des Reichs in Germanien Hispanien zu Hungarn Böhemb auch Dalmatien Croatien und Slavonien[Slavonien?] König Erzherzog zu Österreich Marggraff zu Mähren Hertzog zu Lutzemburg[Luxemburg?] und in Schlesien und Marggraff zu Laubnitz[Lausitz?]

Bekennen öffentlich mit diesen brieff und Thuen[tuen?] kund jeder männiglich, daß unß die gesambte zech und mitmeistere des Schuneider Handtwerks zu Eybentschiz und Cromau in unserm Erb-Marggraffthumb Mähren, ums aller gnädigste bestättigung jhrer unß producirten Zunft Articuln aller unter thänigst gebetten.

Wänn wir nun nach denen vorhero[vorher?] von gehörigen orten[orten] darüber eingezogenen berichten,
Col ————— la ————— tum.

【f.1v】 Gnädigst erwogen, und betrachtet, daß hierdurch bey diesen handwerck güte ordnung, zucht und Ehrberkeit eingefuhrct[eingeführt?], Sonst auch weder dem Publico, noch jemand andern prejudiciret werde. [Waß] haben wir in besagter Supplicanten aller unterthänigste bitte in Kayser- und Königlichen gnaden gewilliget, und diesem nach mit wohlbedchten muth, guten vorgehabten zeitigen Rath undt rechten wissen, bemeldten handwerk zu Eybentschitz und Cromau oberwehnte Innungs-Articuln also, wie wir Solche bey unserer Königlichen Böhembischen hoff-Cantzley einrichten lassen Gnädigst verliehen[verleihen?], deren Inhalt folgender gestalt lauthet:

Articulus Primus

Es solle keiner in desse Schnider zech
an-und auchgenommen werden, er
sey[s] dann [es sei denn?], wie es die bürgerliche schlicht.
ohne deme erfordert dem wahren Christ-
Col ————— *la* ————— *tum*.

【f.2】 lich Catholischen glauben zugethan.

Articulus Secundus

Sollen auf alle und jede, diesem Schnei-
der handwerck incorporirte meister, ge-
sellen, undt jungen die forcht Gottes beo-
bachten, der Gottlichen andacht sich beflie-
ssen jngleichen sich von Sunden, undt muß-
te thaten, jardurch der aller höchste erzürnet,
undt der mensch hier zeitlich und dort wig
gestattet wird möglichst hütten und ei-
nen tugendsamben untadelhafften Lebens-
handel führen.

Articulus Tertius

Wan etwan ein meister oder gesell des Schnei-
der Handwercks, von der grundt obrigkeit der
Stard Eybenschitz und Cromau, undt der Hern-
tschaft Wollframitz angenommen, und ihme
bewilliget würde, daß er sich bey der Stadt
für einen mit bürger zusage, undt alldar
Col ————— *la* ————— *tum*.

【f.2v】 niederlasse[,] auch seine nahrung und Handwerck
Treibe, oder nun ein lediger gesell ist, so Solle er
zu vorhers ein gantzes Jahr nacheinander bey
einenoder zwien meisteren da selbst bey der
Stadt in arbeith blieben, und wan er in solche
arbeith eingetretten, so Solle es dessen, eine ver-
zeichnus begehern und daruor sechs Kreutzer
auflegen, nach mahls aber Seinen gebuhrts-
und lehr-brieff in der zech aufweisen, wir

er zwey jahr lang nacheinander, bey Einem Ehrlichen meister das Schneider Handwercks gelesenet habe; So aber einer anderst, wo ein meister gewesen, undt zu der Stadt aufgenommen wirdt, undt wolte alda, oder auf denen zur Herrschafts Wollftamitz undt Cromau gehörigen Marckt-undt dörffern das Handwerck Treiben, so ist er auf Shuldig breëds obangesetzts brieffs in der zech auffzulegen, sein erworbenes meister-recht, und was hirzu erforderlich ist zu Sociren, und zu einigen Einwerb geldt acht Thaler Mährisch, in der zech-
Col ————— la ————— tum.

【f.3】 Lade zu erlegen, auch alle derley neuwerden wollemds meister, sollen das meister Stück zu macht Schuldig sein, und ohne diese, für keinem Meister angenommen, das meistemahl aber zugeben, nicht verbunden sein, und werden derley neu aufgenommenem meister verpflichtet sein, denen jenigen, waß einem Jungen meister gebühret, so lang vor zustehen, biß ein Junger meister nach jhme sich niedergelassen, und also ihme lodig machen wird, Wenn ein freyer gesell Eine Wittib[Witwe?] nach einem Shneider zur Ehe nimbt, so ist er nicht mehr, denn ein halbes jahr bey einem meister zu arbeithen Schuldig, Wir auch wann Einer eines meisters Sohn in Eibentshcnitz und Cromau gebuchetig ist und Heuerathet zu einer wittk oder Jung frauwen [frauen?] /: aber nicht ihers Handwercks :/ der Solle gleichfahls und ein halbes jahr bey Einem meister in der arbeith stehen, Wann er aber eine Wittib
Col ————— la ————— tum.

【f.3v】 oder tochter nach einem Schneider nimbt, so ist er aller solcher arbeith ledig und frey.

Articulus Quartus

Ein jeder zech genoss solle sich alle qoatember zur bestimbten zeith und Stund, welche die Zechmeister ernennen, in die zech einstellen, denn Sollen Sambentlich, und zwahr ein jeder zu Einem groschen in dir Laade einlegen, Sowohl auch, wann sonsten eine vrsach vorfallet, auser der qoatember zeith, daß dir zech versamblet werden muste, so solle sich ein jeder gehorsamblich einstellen, wurde einer oder mehr ausbleiben, und hette sich nicht angesagt, der solle zwey groschen straff erlegen, Eß sollen auch die zech meister Jährleihen verändert oder vermwert werden

Articulus Quintus

Col—————*la*—————*tum*.

【f.4】 Wann man einen Lehrjungen auffnimbt So Solle solches von dem zechmeister, und nicht anderst, beschehen, es solle aber der Lehrjung zu vorhero bey seinen Lehrmeister vierzehen Tag versuchen, und dajhine nach Solcher probie zeith das Handwerk ordentlich zu erlernen gefällig, hat er hierüber ahsobalden seinen gebuhrtsbrieff, und den obrigkeitlichen Schriftlichen Consens, wann er unterthänig währe vorzuzeigen, und ohne diesen keinesweegs aufgedungen werden so alles in die meister-Laad eingelegt, und darinnen bist zu dessen freysprechung aufbehalten werden solle. Was nun das Lehrgeldt, so ein Lehrjung seinen Lehrmeister zu geben hat, anbelanget, ist Solches von funffzehen bies zwanzig gulden Hochstens an zusetzen, jedoch wann einer zum Handwerck tauglich, aber mittellos wäre so solle das arbitrium, wegen moderit

Col—————*la*—————*tum*.

【f.4v】 oder nachsehung der lei gebuhr, der Hohern Jnstanz anheimbgestellet sein, wouon er Lehrjung seinen Lehrmeister dir Hehftte der benonsten Sumo gelds, und von ein schriben in die Lehr Register ein orth gelds geben muß, stirbt aber sein Lehrmeister vor außgang der Lehrjahren, so ist die zech Schuldig ihme einen andern Lehrmeister zu ver ordem, daß also dir zwey Jahr erstreckt werden, von der zeith an, alsen eingeschrieben worden ist et dann der vrsach halber die andere helffte der bereden, Lehr Summa gelds erst zum außgang der Lehrjahr erleget wirdt

Articulus Sextus

Er solle auch kein meister mehr gesellen Halten, alß zwey und einen Knaben, oder Lehrjungen, ver aber über dieses mehr gesindt Halten wiedt, der solle Sechs groschen zur Straff
Col ————— la ————— tum.

【f.5】 erlegen, hingegen aber vierzehen Tag auf den feyer abendt sollen ihme mehr gesellen bewilliget werden : Es solle auch denen gesellen nicht verstattet oder erlaubet sein, vor denen Heyligen Ferien, alß Weynachten, osten, und Pffingstfeiertägen auß der arbeith auß zutretten, noch sich von dem meister zu beurlauben ; Eine gleichs beschaffenheit hates, daß kein meister ohne Sonder wichtige vrsach befugt sein Solle, seinen gesellen vor solchen Heyligen Ferien aus der arbeith austretten zu lassen, Wann aber einem meister eine unverhoffte grose arbeith vorfallen möchte, in solchen fall sollen die geschwohrne schuldig sein, einem dergleichen noth leinden den Meister, so ziel immer möglich mehres gesellen zu lassen, aber nicht lauger, bies solche arbeith verfertiget ist, we

so dann wider solche gesellen abgeschaffet
werden können.

Col ————— la ————— tum.

[f.5v] Artculus Septimus

Die meister sollen wochentlich jhren gesünd
folgender gestalt das wochen lohn bezahlen, Ei-
nen gesellem zu Sechs, Sieben, und acht gute
groschen, nach den er arbeithen kann, und
das Handwerck verstchet. Einen jungen Schnei-
der gesellem zu neün, zehen, und Eihff kreüt-
zer, ebenfahls nach erkandtnus seiner arbeith
Einen Knaben zu vier, funff und Sechs kreütz,
waß aber die gesellen von flicken geld bekom-
men, das selbe sollen Sie mit dem meister erst-
lich in die hehffte jheilen, die andere Hehffte
wägen Sie unter ein ander aus Theilen;
Wenn aber mancher Meister kein flicken
Hette, so ist er schuldig seinem gesindt ein
doggeldt wochenlohn zugeben, welcher mei-
ster aber es anderst halten oder Sonst verän-
dern wolte, der selbe verfallt, in die Straff
Sechs weisen geoschen.

Col ————— la ————— tum.

[f.6] Artculus Octavus

Wann Gott der allmächtige einen meister
seine Ehevürthin, Kinder, oder gesund durch
den zeitlichen Todt von dieser Weldt abfordert,
und, er oder Sie begehreten, damit die Zech
zur begrabens beschicket wurde, so sollen Sie
sich einfinden lassen, da aber einer ohne billiche
vrsach nicht erscheinen wurde, an dem jenigen
orth wo der Todts ligt, darauff ist die Straff
zwey weise geoschen.

Articulus Nonus

Wann Ein meister mit Todt abgeheth, und
seine nachgelasse [--] wittib das Handwerck
Treiben, und gesündt halten wolte, so solle
die zech dieselbige[derselbe?] in allweeg, so wohl mit ge-
sündt versehen, als auch sonsten fördern, und
Hand haben.

Articulus Decimus

Col _____ *la* _____ *tum*.

【f.6v】 Wo fern Einer, er seys ein fryer gesell, oder auch
den eine weib hette, des Schneider Handwercks
wäre, und sich weder zu der Stadt, noch zu der
zech zugesaget, und allda in-und bey der
Stadt, etwan bey einem nachbahen[<nachbaren?] verstohlener-
weis Storen, und arbeithen wurde, und
also anderen redlichen meistertn daß twod[tworst?]
von mund abschneidets, welche doch mit der
Stadt heben, und legen, zinß und Steuer
der obrigkeit, und zum Landt erstreicheten
/: unter welchen Storen auch die jenige ver-
standen seyn, die da Schneider in dörrfern
wären, und nicht mit ihnen zech [G]ülten,
und wolten gleichwohl einige arbeith in der
Stadt haben und dieselbige[derselbe?] wider in die Stadt
tragen :/ Solche sollen nicht allein nicht gedul-
det, sondern wann Sie in der Stadt mit der
arbeith angetroffen[<antreffen?] wurden, das erstemahl
erinnert, und dieses jhrfactum ihnen Sch[a]rff

Col _____ *la* _____ *tum*.

【f.7】 verwiesen, da aber solche zun anderten mahl er
tagget würden, nach erkandtuns, und pro gra-
vitate delicti, von dem Stadtrath, Salvoo Recur-
su zur obrigkeit am geldt bestraffet, Solches
geldt aber, nicht in die obrigkeitliche Rendten,
sonden in die Laadt zur Sublevation deren
etwan erarmenden Meistern erleget, Sol-

ches aber auch dahin in so weith der inhalt
wider die Juta Statuum nicht lauffen wurde
genommen, und verstanden werden solle.

Articulus Vndecimus

Welchen meister Einen anderen die arbeith
abwendig machet, der solle Zunftzehen weise
Groschen zur strafft in die Laade erlegen.

Articulus Duodecimus

Ingleichen sollen auch alle juden Schneider
auff gedachten Beëden Herrschafften, Wohfframitz [Wolframitz]
Col ————— *la* ————— *tum*.

【f.7v】 und Cromau Sauser[<Saus] was Sie auf die jahr marcks
zeithen zum verkauft bringen, denen Christen
nicht arbeiten:/ in der Christen Heüsern[Hausern?] nicht
gehen zu Hausiren, oder die Christen undt die
arbeith anzusprechen, wurde aber ein- oder
mehr juden-Schneider wider diesses verboth
handlen, so soll der, oder dieselben mit ver-
hülst des burgermeisters und Raths, alwo die
Meister und zech meister sich vorhero anmel-
den und beschwehren sollen, nach erkandt-
nus derselben jedes mahl ernstlich abgestra-
ffet werden, und Solche Gelds strafft in die
Laade Probono Communi ex Subleva mine
der armen Schneider erleget werden, wie dann
der jnhalt dieses Articulus denen Juribus Do-
minicabibus vnnachtheilig sein solle.

Articulus Decius Tertius

[A]uf allen jahr märkten, mehr gedachten
Col ————— *la* ————— *tum*.

【f.8】 herrschafften Wolframitz und Cromau Sol-
len die Meister zu Eybenschitz alle Schneider
arbeith so auf die jahr marckt zum verkauffen
gebracht wurde, so wohl denen Christen, alß

auch denen Juden beschauen, damit der arme
gemeine Mann dardurch keinen betrug , und
Schaden Leide, entgegen aber solle der verkauffer
so wohl Christen alß Juden /: wie in anderen
Städen gebräuchig :/ ein jeder dem zechmei-
Ster zu Jhrer zech das beschau geld mit drey
Kreutzer erlegen; Jm fall aber bey obbesag-
ter beschau einig falsch betrügliche arbeith bey
einen oder anderen sich befinden solte, womit
der gemeine mann, der es gekaufft hette, Ei-
nen mercklichen Schaden, und betrug ley-
den müste, denen selben solle es ohne einigen
respect, oder widersetzlichkeit hinweg[e]genom-
men, und solche poenal gelder in die gemein-
Laad prosulevamine deren armen Mit-
Col ————— la ————— tum.

【f.8v】 Meistern, wie bereiths abstehet, erleget, bey Solcher
beschau aber die frembds Meister nicht gehin-
dert, genecket, und aufgehalten werden

Articulus Decimus Quartus

Von dem Jenigen geld, welches in die zech, und
von dem Straffen gesamblet wird, sollen arme
bittende Kränckliche Leütthe befördert werden
auch darlehen beschehen[bescheren?], wann arme müssen
zu grab bestattet werden, beuoraus Jhres Hand-
wercks, so wohl auch frembden gefangenen, od
abgebrendten[<abbrennen?], denen selben solle man dauon
allmosen austheillen ; So Solle auch von
Solchen in die Laad ein gekommenen geldt
all Jöhrlich an einen Quatembers, oder Sonst
der zunfts gelegenen Tag, vor alle abgestorbens
Stelen, welche dieser Ehrbasen[<ehrbar?] zech zugethan
seynd, eine Heylige Seel meß oder ambt /: wel-
chen alle meister und gesellen bey wohnen
Col ————— la —————

【f.9】 sollen :/ gehalten vorden, wie dann auch obige

gelder nicht nur ordentlich per Empfang genommen, sondern auch die außgaab ver rechnet, und mit denen Documentis beleget, vbri- gens aber auch die, in denen gegenwärtigen articuln außgesetzts Geld-Streffen, allezeith Salvo Recursu ad altioem Instatntiam, ver- standen werden sollen.

Thuen daß verleihen, und bestättigen
Selbe, auch wissentlich in Crafft dieser-
brieffs, alß Regieren der König in Böheimb,
und Marggraff zu Mähren.
Meinen, setzen, und wollen, daß mehr ge-
dachte Schneider meister zu Eybenschnitz und
Cromau, oft angeregte, und hiebey oben der
Ordnug nach eingetragene Jnungs –Alti-
culn erfreulich genüßen, und sich deren sel-
ben ruhiglich gebrauchen können, und mög[en]
von Jeder männiglich vngehindert.

Col—————la—————tum.

【f.9v】 Vnd gebiethen hierauff allen und Jeden vn-
seren nachgesetzben(<nachesetzen?) obrigkeiten, In wohner
und vnterthanen, was würden, Standts, am
bts oder weesens die seynd, Insonderheit aber
vnseren Königlichen Tribunali, in vnserm
Erb Marggraffthumb Mähren, hiemit gnä-
digst[<gnaden?], und vestiglich, daß Sie mehr beruhrte-
Schneider meister zu Eybentschitz und Cromau
bey solchen obbemelt und von vnß aller gnä-
digst bestättigten, Handwercks und Zech-
articuln, Status und Privilegien schütze,
und Hand haben, darwider[<dawieder] selbst nicht Thuen
noch daß Jemand anderen zu Thuen verstatit-
ten, Sondern sie dar bey allerdings ruhiglich,
und unbeirret verbleiben lassen, bey ver-
meidung vnserer Shwechren Straff, und vn-

gnad, und darzu ein poen[<Pöm?], nemblich Zehen
Marck lothiges goldts, zu vermeiden die
ein Jeder, So offter freventlich hierwider hand-
len würde, unnachlässlich zu bezahlen

Col ————— *la* ————— *tum*.

【f.10】 verfallen seyn solle, das meinen Wir Ernst und
vestiglich. Zu vrkund dieses Brieffs besigelt
mit vnserm Kayser und Königlichen anha-
gendan größern Jnsigel, der geben ist in vn-
serer Stadt Wienn, den neüntem monaths-
Tag Februari in Siebenzehen hundert, ein
und Zwanzigsten, vnserer Reiche des Römi-
schen im zehenden, derer Hispanischen im acht
zehenden, und derer Hungarisch und Böheimb
ischen auch im zehenden Jahre.

Carl

Leopoldus Gomes Schlik

R. [-]. S. [Regis - Secretariam] Cancellatius

Frantz Ferd. graff Kinski

Ad Mandatum Sac. Cos. [Sacra Consultor] :

Regiceque Mattis proprium

Wilhelmb Krakowski graffs Kollowrath

Carl Nikanos Vorzikowski Rundratig

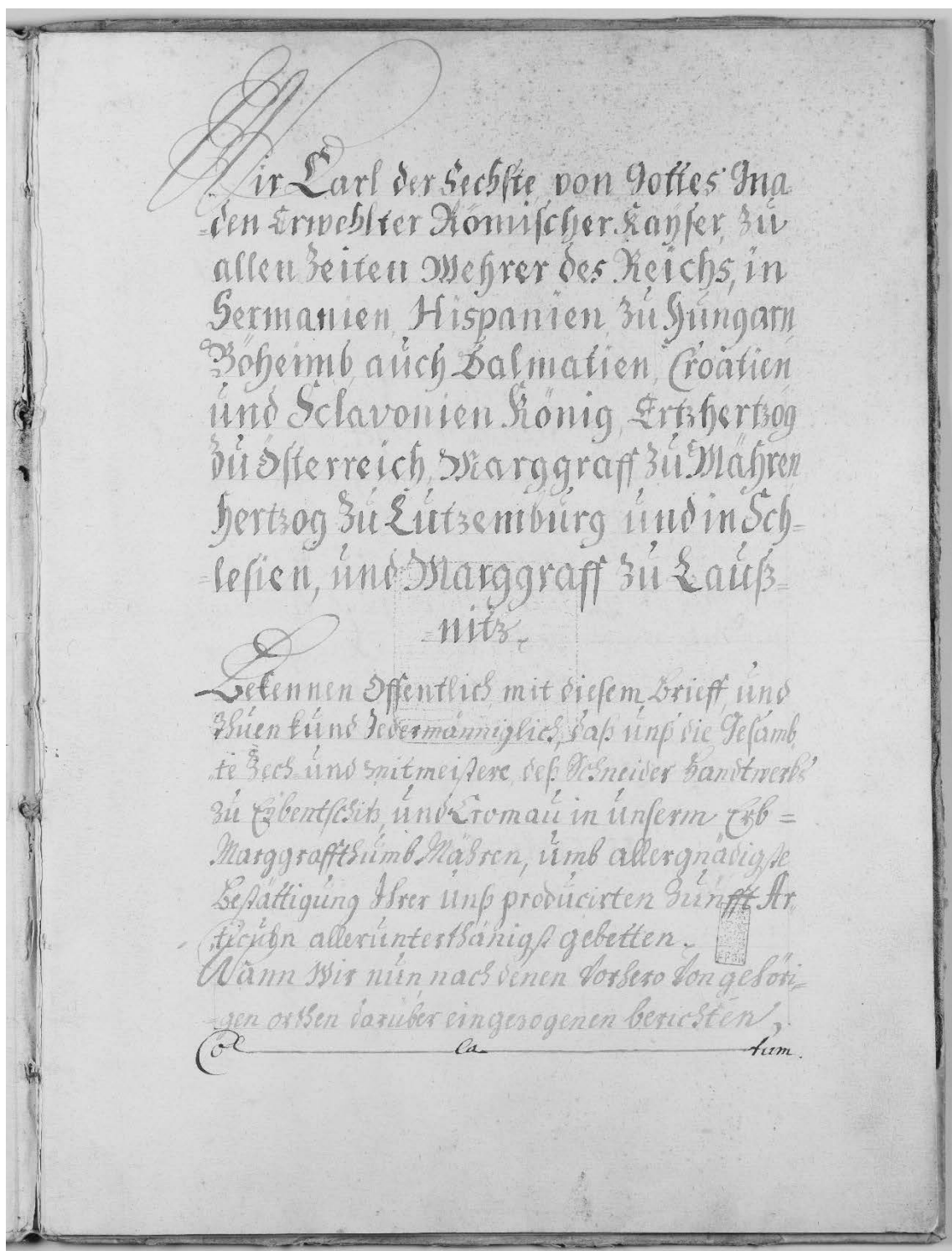
Georg Gaulin Urbani Registrator

Das gegenwärtiges Resumptum mit dem mir [scilicet]

【f.10v】 *[scilicet]* Vorgebrachten originali von worth zu worth gleich lau-
thendt [seys], wird vorderist[<vorderst] unter dem hier anhangemden
kaiserlichen gewöhnlichen königlichen ambts Jnnsigel ,
dann meiner eigenen Handt und nahmens unter
schriff hier mit Attestiret, Ex Cancellaria Regiy
Tribunalis Brunae die 12 Mensis Octibris [Ac] 1724

Frantz Heinrich Köhler

Registrator und Expeditor *ibid.* *[Unterschrift]*



“Bestätigungsurkunde für die Zunft der Schneider in Eibenschütz und Kromau in Mähren von Karl VI”
第1葉表